

[記入注意] 全ての所蔵建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中
にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

第二面
所属建築士名簿

(第三面)
役員名簿

卷之三

氏名	役名	生年月日
男・女	明治・大正 昭和・平成	年月日
(備考)別紙無		

別記第六号書式添付書類(口)を削り、同書式添付書類(ハ)を同書式添付書類(口)とし、同書式添付書類(イ)3中「業績」を「業績」に改め、同添付書類10を同添付書類12とし、同添付書

附 則

類9中「添附」を「同添付書類」とし、同添付書類9を同添付書類11とし、同添付書類8を同添付書類10とし、同添付書類7の次に次のようにならべる。

暴力団員等)といふ。」

暴力団員等がその事業活動を支配する者
又詔勅大印持付添文書類（1）〔記入姓欄〕～廿「7まで、9又は10」又「9まで、11又は12」
止格も、同添付書類を回輸送添文書類（2）止格も。
記録兼ハ郵便式（表面）廿「建築士事務所」又「建築士事務所等」止、「都道府県知事」又「発行
者」止格も、回輸式（裏面）や次のもの止格も。
第八号書式（第二十三条関係）

この証明書を携帯する者は建築士法により建築士事務所等に立入検査をする職権を行うもので、その關係条文は次のとおりあります。

建築士法抜粋

第十条の二 國土交通大臣は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、一級建築士に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他の業務に關係のある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

都道府県知事は、建築士の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、二級建築士若しくは木造建築士に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、建築士事務所その他の業務に關係ある場所に立ち入り、図書その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十六条の二 都道府県知事は、第十一条の二第二項に定めるもののはか、この法律の施行に
関し必要があると認めるときは、建築士事務所の職員若しくは管理建築士に対し、必要な
報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に立ち入り、図書その他の物件を検査させる
ことができる。

2 第十一条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(建築基準法施行規則の一部改正)

1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。
2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。

(建築士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正前の建築士法施行規則第二十条の四の規定の適用については、施行日から平成二十八年六月二十五日までの間は、同条中「第十九条第二号に掲げる書類」とあるのは、「建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八号）による改正前の建築士法施行規則第十九条第二号の規定により提出した添付書類」とする。

第三条 第二条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第六十八号書式は、施行日以後に建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

(建設業法施行規則の一部改正)

第七条の三第二号の表電気工事業の項及び管工事業の項中「第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する」とを「第二条第五項に規定する建築設備士」に改める。

(建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正)

第五条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

1 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入してください。

2 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入してください。